



6 教指企第160号  
令和6年5月7日

都立学校長 殿

教育庁指導部体育健康教育担当課長  
伊 東 直 晃  
(公印省略)

教育庁指導部部活動振興担当課長  
勝 山 朗  
(公印省略)

### 学校教育活動等における熱中症事故の防止について（通知）

このことについて、別添写しのとおり、令和6年4月30日付6教参学第5号により文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課長、文部科学省初等中等教育局教育課程課長、スポーツ庁政策課長及びスポーツ庁地域スポーツ課長から依頼がありました。

熱中症事故防止については、教職員や部活動の指導者等で共通認識を図りながら、それほど気温の高くない（25～30℃）時期から適切な措置を講ずることや、活動の場所や種類にかかわらず暑さ指数（WBGT）や熱中症特別警戒情報（熱中症特別警戒アラート）・熱中症警戒情報（熱中症警戒アラート）等の情報に基づき活動実施を判断することや、熱中症事故防止に関して児童・生徒等へ適切に指導を行うこと等が必要です。

つきましては、下記の記載事項に十分留意するとともに、国が作成した「チェックリスト」を活用するなど、熱中症事故防止の徹底を図るようお願いします。

### 記

- 1 熱中症は、未然に防止できることや、児童・生徒等の健康や生命に甚大な影響を与えることを、学校全体及び指導者が十分に認識した上で指導に当たること。
- 2 活動中やその前後に、適切な水分・塩分補給や休憩ができる環境を整えるとともに、児童・生徒同士で互いに水分補給や休憩の声掛け等を行えるよう指導すること。
- 3 空調設備を適切に活用し、活動する場所の空調設備の有無に合わせて活動内容を設定すること。
- 4 運動部活動以外の部活動や、屋内での授業中、登下校中においても熱中症事故が発生していることにも十分留意すること。
- 5 天候・気温、活動内容・場所、児童・生徒等の暑熱順化（暑さに徐々に慣らしていくこと）等の状況により、活動量・内容・時間・場所を変更するなど、柔軟な対応を行うこと。  
なお、暑さ指数（WBGT）によっては、活動を中止又は延期すること。
- 6 暑さ指数（WBGT）に基づいて活動中止の判断に至らない場合においても、児童・生徒等の様子をよく観察し、熱中症事故の防止に万全を期すること。
- 7 児童・生徒等が自ら体調管理等を行うことができるよう、発達段階等を踏まえながら適切に指導すること。

- 8 運動等を行った後は、気象状況も踏まえつつ、十分にクールダウンするなど、体調を整えたいうえでその後の活動（登下校を含む）を行うこと。
- 9 熱中症の疑いのある症状が見られた場合には、早期に水分や塩分の補給、体の冷却、病院への搬送等適切な処置を行うこと。

〈参考資料〉

- 1 「熱中症対策ガイドライン」（令和4年7月 東京都教育委員会）  
[https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/school/content/physical\\_training\\_and\\_club\\_activity/files/accident\\_prevention/heatstroke\\_guidelines.pdf](https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/school/content/physical_training_and_club_activity/files/accident_prevention/heatstroke_guidelines.pdf)



- 2 「熱中症事故防止リーフレット（教員用）」（令和5年9月 教育庁指導部指導企画課）  
「熱中症事故防止啓発リーフレット（教員用）」（令和6年4月 教育庁指導部指導企画課）  
[https://www.taiiku-kenko-edu.metro.tokyo.lg.jp/accident\\_prevention/heatstroke\\_leaflet.html](https://www.taiiku-kenko-edu.metro.tokyo.lg.jp/accident_prevention/heatstroke_leaflet.html)



〔体育活動に関すること〕	教育庁指導部	主任指導主事	佐々木 心哉
	同	指導企画課統括指導主事	子野日 芳和
	同	指導企画課指導主事	齋藤 晃一
	電話		03-5320-6887

〔部活動に関すること〕	教育庁指導部	主任指導主事	大村 賢治
	同	指導企画課統括指導主事	齋藤 博之
	同	指導企画課指導主事	谷川 圭
	電話		03-5320-7474